

鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市規則第24号

鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年鳥取市規
則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「研修室」を「会議室1」に、「教養
室」を「会議室2」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。